

石綿障害予防規則等の改正のポイント



令和6年11月
大阪労働局労働基準部健康課

表1-1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

区分		年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
肺がん	請求件数	443	408	527	566	535
	決定件数	420	385	403	510	530
	うち支給決定件数 (認定率)	375 (89.3%)	340 (88.3%)	348 (86.4%)	418 (82.0%)	433 (81.7%)
中皮腫	請求件数	677	615	658	696	664
	決定件数	662	633	601	616	663
	うち支給決定件数 (認定率)	641 (96.8%)	607 (95.9%)	579 (96.3%)	597 (96.9%)	642 (96.8%)
良性石綿胸水	請求件数	28	20	33	22	34
	決定件数	29	22	24	19	23
	うち支給決定件数 (認定率)	27 (93.1%)	22 (100.0%)	22 (91.7%)	18 (94.7%)	22 (95.7%)
びまん性 胸膜肥厚	請求件数	56	42	60	77	71
	決定件数	61	56	72	57	92
	うち支給決定件数 (認定率)	50 (82.0%)	47 (83.9%)	63 (87.5%)	46 (80.7%)	73 (79.3%)
計	請求件数	1,204	1,085	1,278	1,361	1,304
	決定件数	1,172	1,096	1,100	1,202	1,308
	うち支給決定件数 (認定率)	1,093 (93.3%)	1,016 (92.7%)	1,012 (92.0%)	1,079 (89.8%)	1,170 (89.4%)

表1-2 石綿肺の支給決定件数

区分		年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
石綿肺	支給決定件数	52	44	64	61	61

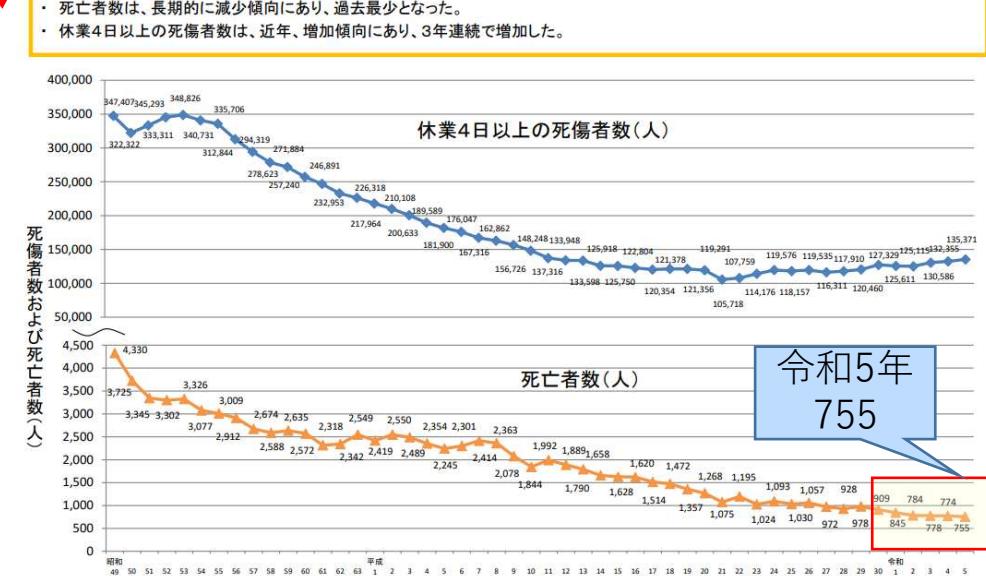
注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、集計したものである。

注3 令和4年度以前は確定値である。

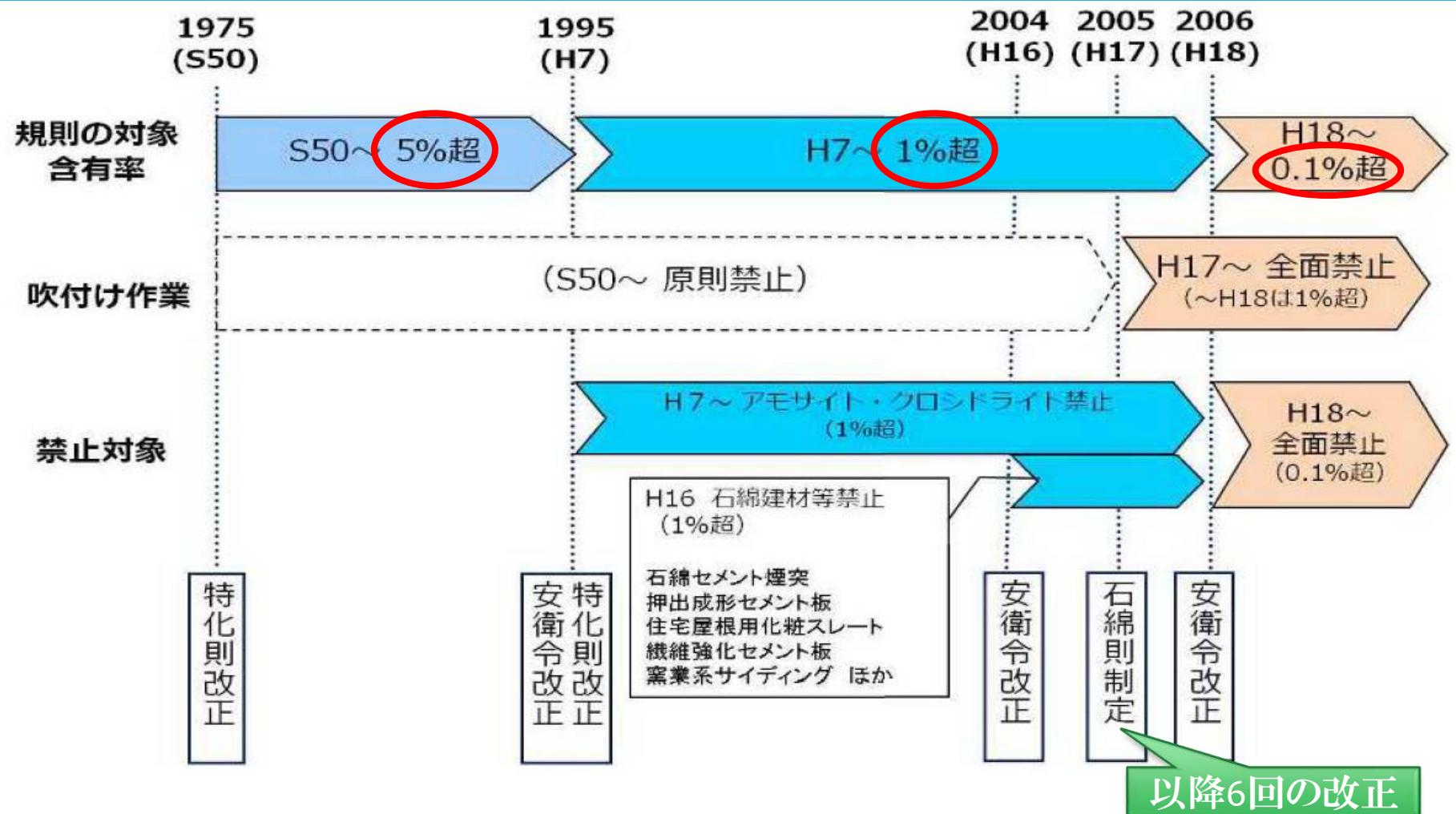
1075

労働災害による死者数、死傷者数の推移



出典: 平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

*新型コロナウイルス感染症への対応による労働災害を除いたもの。



参考図 労働安全衛生法令における石綿規制の推移

※ 厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル2.20」から引用

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7月	10月	4月	4月
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行	
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行	
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）		令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行	
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行	
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設		周知、電子報告システムの開発		令和4年4月施行
負圧隔壁を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行	
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行	
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行	
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行	
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行	
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行	
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行	
改正石綿則・安衛則の公布				

改正後の規制（改正石綿障害予防規則）

改正前		改正後	
<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断 	<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> <p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検</p> <p>等</p>	<p>事前調査 <u>※調査方法を明確化</u></p> <p>資格者による調査</p> <p>調査結果の3年保存、現場への備え付け</p> <p>作業計画</p> <p>作業状況等の写真等による記録・3年保存</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>
<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p>	<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>	<p>事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事^{※1}が対象） （レベル2も計画届） ※十四日前</p>
<p>レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>けい酸カルシウム板1種^{※2}（破碎時）</p> <p>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</p> <p>レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時</u>点検</p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の負圧点検</p> <p>隔離解除前の取り残し確認等</p> <p>隔離 ※負圧は不要</p>

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省委託事業）

石綿 総合情報ポータルサイト(beta)

石綿とは 事業者 作業従事者 一般の方 報告システム 改正ポイント 講習会情報 リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト



建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

事業者
が知っておくべきこと

- ▶ 解体・改修工事の発注者
- ▶ 工事の元請業者
- ▶ 改修・リフォーム業者
- ▶ 解体業者

作業従事者
が知っておくべきこと

- ▶ 改修工事、リフォーム工事、解体工事等の作業従事者

一般の方
が知っておくべきこと

- ▶ リフォーム、解体工事等、工事現場の近隣に居住
- ▶ お住まいのリフォーム、解体工事を検討
- ▶ お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

石綿事前調査結果報告システム

【報告対象となる工事】

※ 石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 解体部分の延べ床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事(※令和4年(2022年)1月13日厚生労働省令第3号により追加)

事前調査を行う者の要件

令和5年10月1日着工の工事から事前調査は厚生労働大臣が定める講習を修了したものが行います。

▶ 建築物石綿含有建材調査者

① 建築物等:
建築物石綿含有建材調査者講習の修了者又は、日本アスベスト調査診断協会の登録者が行います。

② 船舶:
船舶石綿含有資材調査者講習の修了者が行います。

<廃棄物処理法>

- ▶ 廃棄物の処理および清掃に関する法律(廃棄物処理法)について(平成29年(2017年)改正)(環境省)

<その他>

- ▶ 石綿則と大気汚染防止法の規制内容の対比について

■【マニュアル等】

<厚生労働省>

- ▶ 石綿則に基づく事前調査のアスペスト分析マニュアル【第2版】(令和4年(2022年)3月)(厚労省)

<環境省>

- ▶ 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル「第3版」(令和5年(2023年)4月)(環境省)

- ▶ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和6年(2024年)2月改正)(厚労省・環境省)

- ▶ 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン[改訂版](令和4年(2022年)3月)(環境省)

- ▶ アスペストモニタリングマニュアル【第4.2版】(令和4年(2022年)3月)(環境省)

- ▶ 石綿含有廃棄物処理マニュアル「第3版」(令和3年(2021年)3月)(環境省)

規制内容の詳細・解説等

解体・改修工事開始前の調査【第3条】

- 工事対象となる**全ての部材**について**事前調査**が必要
- 事前調査は、**設計図書**などの文書および**目視**による確認が必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかつた場合に、**分析**による**調査**の実施が義務

※ 石綿が**使用されているものとみなして**、ばく露防止措置を講ずれば、**分析は不要**

吹付材についても、石綿等が使用されている
ものと**みなすことができる範囲**に追加した

- ◆「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・その**製造年月日**が**平成18年9月1日以降**であることを確認する方法

規制内容の詳細・解説等

◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい

- ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
- ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリ（有害物質一覧表）の確認
- ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認

◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・**工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業**

釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業をいう。

⇒電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要がある。

- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

規制内容の詳細・解説等

事前調査及び分析調査を行う者の要件の新設（1）

■事前調査や分析調査は、**要件を満たす者が実施する必要**

事前調査が不十分なまま工事が行われる事例が認められたことから、建築物・船舶については、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる事前調査の実施を義務付けたもの。
分析調査についても**同様**。

※「石綿等が使用されているおそれが高い工作物」については
令和8年1月1日から義務付け。

石綿含有の有無の調査(事前調査)は建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務付けられている。

「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものである。

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てである。

規制内容の詳細・解説等

事前調査及び分析調査を行う者の要件の新設（2）

■事前調査・分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者

※ 一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定

- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

- ・船舶石綿含有資材調査者

規制内容の詳細・解説等

事前調査及び分析調査を行う者の要件の新設（3）

■事前調査・分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本纖維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

■ あらかじめ、**電子届**により、事前調査の結果等を労働基準監督署に報告することが必要

＜届出が必要な工事＞

- ①解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（※1）
- ③請負金額が100万円以上の特定の工作物（※3）の解体・改修工事（※2）
- ④総トン数が20トン以上の船舶の解体・改修工事

※ 1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※ 2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※ 3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

＜届出事項＞

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・工事の実施期間
- ・上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無い場合の判断根拠）の概要
- ・調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合）、石綿作業主任者氏名（石綿等が使用されている場合）

＜留意事項＞

- ・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。

事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。



調査結果のほか、作業主任者の氏名や石綿ばく露防止措置等も報告が必要な場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告 参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備えつけるとともに、作業終了後も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存 参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業者・発注者や住民の皆さんに向けた様々な情報を掲載しております。



石綿総合情報ポータルサイト

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで■

規制内容	工事の種類		
	建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●	○ (R8.1.1施行)	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	●※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※4	●※4	●※4

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保溫材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

規制内容の詳細・解説等

湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化 (第6条の2第3項、第13条)

- ・石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置を講じること

◆湿潤な状態にする方法：

散水、固化剤を吹き付けること、剥離剤を使用すること等の方法がある

「**湿潤な状態のものとする**」とは、作業前に散水等により対象となる材料を一度湿潤な状態にすることだけではなく、**切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行う**ことにより、湿潤な状態を保つことをいう。

◆発散防止措置：

除じん性能付き電動工具の使用

※ 令和6年4月1日から、「石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならない。」と変更になりました（石綿則第13条）。

『建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針』より

【石綿含有成形品の除去にかかる措置】

- ・原則として切断等以外の方法(てばらし)で作業

↓ (技術上困難な場合)

- ・当該石綿を湿潤化した上で、手工具(バール、のこぎり等)により作業
(けい酸カルシウム板第1種の場合、当該作業を行う作業場所にビニールシートで隔離したうえで、作業中常時湿潤な状態に保つ)

↓ (技術上困難な場合)

- ・原則として除じん性能を有する電動工具を使用して作業

↓ (やむを得ず除じん性能

↓ を有していない電動工具を使用する場合)

- ・労働安全衛生規則第333条に規定する漏電による感電の防止措置を講じた上で、電動工具に可能な限り水が直接からないように留意しつつ切断面等に水を噴霧することにより石綿等を常時湿潤な状態にして作業する。

規制内容の詳細・解説等

仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設（第6条の3）令和3年4月1日施行

- 石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、けい酸カルシウム板第1種と同様の措置を講じなければならない。
- 仕上げ塗材については、吹付施工のものも含めて、今回の改正で**レベル3相当**と整理された。

■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）■

主な規制内容	作業の種類	吹付 材等の 除去等	ム板 第1 種 の 碎等	けい 酸 カル シウ	仕上塗 材の電動 工具による 除去	スレート板等の 成形品の除去
		石綿、 保温				
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●		●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施		●		●	●	●
作業者に対する特別教育の実施		●		●	●	●
作業場所の隔離		●		●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認		●				
作業時に建材を湿潤な状態にする		●		●	●	●
マスク、保護衣等の使用		●		●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示		●		●	●	●
石綿作業場であることの掲示		●		●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存		●		●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●		●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施		●		●	●	●

★注意

作業の記録（第35条）

石綿等の取り扱い等作業に従事する**労働者**の作業記録についての保存期間は**40年**。

石綿に関する掲示すべき内容が変わりました

石綿障害予防規則第34条（令和5年4月1日施行）

事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業上又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場
又は石綿分析用試料等を製造する作業場である旨
- 二 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 三 石綿等の取扱い上の注意事項
- 四 当該作業場においては保護具等を使用しなければならない旨
及び使用すべき保護具等

掲示すべき記載内容について

(1) 「生ずるおそれのある疾病の種類」及び「疾病の種類」について

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理センターのホームページに掲載されているもの（参考）

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html#m02-03



(2)取扱い上の注意事項について

労働安全衛生法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容を記載する方法、又は、日本産業規格Z7253に基づく安全データシート（以下「SDS」）における「項目7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載する方法がある。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/1332-21-4.html>



(3)使用すべき保護具の掲示について

労働安全衛生法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDSにおける「項目8 ばく露防止及び保護措置」の「内容を参考にしつつ、当該作業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく措置として使用すべき具体的な保護具等の種類を記載すること。

石綿等取扱いの注意事項

一 石綿等を取り扱う作業場等であること

(例) 石綿等を取り扱う作業場

二 石綿等により生ずるおそれのある疾病的種類及びその症状

(1) 生ずるおそれのある疾病的種類

気道障害・肺障害・じん肺(石綿肺)・肺がんまたは中脾腫・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水

(2) その症状

せき・息切れ・胸痛・呼吸困難・全身倦怠感・体重減少

三 石綿等の取扱い上の注意事項

(1) 取扱い

- ・この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗顔器と安全シャワーを設置すること。
- ・ばく露を防止するため、装置の密閉化又は防爆タイプの局所排気装置を設置すること。
- ・適切な呼吸用保護具、適切な保護手袋、適切な目の保護具、適切な保護衣を着用すること。
- ・使用前に使用説明書を入手すること。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・飲み込みを避けること。
- ・皮膚との接触を避けること。
- ・接触、吸入又は飲み込まないこと。
- ・粉じん、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

(2) 保管

- ・当該物質の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装すること。
- ・前項の容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取り扱い上の注意事項を表示すること。
- ・一定の場所を定めておくこと。
- ・化学品を扱う場合の一般的な注意として、安定化した状態でのみ貯蔵する。
- ・涼しい場所に保管する。
- ・床面に沿って換気する。

四 有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等

必ず次の保護具を使用すること

(具体的な保護具等の種類を記載)

令和5年度に実施した石綿障害防止を主眼とした監督における石綿則の違反条文

- 石綿則第3条第1項（事前調査の未実施）・・・7.8%
- 同 第2項（事前調査の調査不足）・・・3.5%
- 石綿則第4条の2（事前調査結果の未報告）・・・11.3%
- 石綿則第6条（レベル1・2の除去等に係る措置違反）
・・・2.6%

その他の違反条文

第4条第1項（作業計画の策定）第10条（就業場所におけるばく露のおそれ）、第12条（作業に係る設備）、第13条第1項（切斷作業時の湿潤化）、第14条第1項（呼吸用保護具の使用）、第15条（立入禁止措置）、第19条（石綿作業主任者の選任）、第31条（洗浄設備）、第32条第1項（容器）、第34条（石綿に関する掲示）、第40条第1項（石綿特殊健康診断の実施）

ご清聴ありがとうございました。

